

保 存 版

川崎市立大谷戸小学校

保護者と先生の会規約

※この規約は保存版とし、規約改定した時のみ改めて配信する

川崎市立大谷戸小学校

川崎市中原区上小田中1-27-1

044-777-6412

川崎市立大谷戸小学校保護者と先生の会規約

第1章 総 則

第 1 条（名称と事務所）

この会は、川崎市立大谷戸小学校保護者と先生の会（PTA）といい、事務所を同校内に置く。

第 2 条（構成）

この会は、本校児童の保護者と教職員で組織する。

第 3 条（目的）

この会は、会員が互いに協力して、会員相互の教養の向上と融和に努め、家庭・学校・社会での児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

第 4 条（活動）

この会は、第3条の目的のために次の活動を行う。

1. 家庭・学校・社会での児童の幸福を図る。
2. 児童の教育環境の整備と充実を図る。
3. 会員相互の親和と研修を図る。

第 5 条（運営方針）

1. この会は、児童の福祉のために活動する他の団体と協力する。
2. この会は、営利を主目的とした事業を行ったり、特定の宗教及び政党を支持したりしない。
3. この会は、学校の管理や人事などに干渉しない。
4. この会は、PTA の名において営利活動、宗教活動、政治活動を行わない。

第2章 会 員

第 6 条（会員の資格）

この会の会員は、本校児童の保護者と本校教職員とする。

特段の事情がない限り、会員の資格は年度ごとの自動更新とする。

第 7 条（権利と義務）

この会の会員は、すべて平等の権利と義務を持つ。

第3章 役員及び会計監査

第 8 条（役員及び会計監査）

この会に次の役員及び会計監査を置く。

但し、状況に応じて会計監査以外は兼任も認める。

会 長	1 名	（保護者）	
副 会 長	若干名	（保護者）	
会 計	2 名	（保護者）	・（教職員 1 名）
書 記	若干名	（保護者）	・（教職員 1 名）
会計監査	2 名	（保護者）	

第 9 条（ 任 務 ・ 任 期 ）

1. 会長はこの会を代表し、その会務をまとめる。
2. 副会長は会長を補佐し会長が差し支えある時はその任務を代行する。
3. 会計はこの会の収入支出、その他会計一般を処理し会計監査を経て総会に決算報告を行う。
4. 書記は諸会合の通知、議事の記録、文書の保管処理にあたる。
5. 役員及び校長、教頭は役員候補者選考委員会を除く各種委員会に出席し意見を述べることができる。
6. 会計監査は年2回帳簿、記録、財産を監査し、その結果を総会で報告する。
7. 会長は必要に応じて役員を招集して、役員会を随時開催することができる。
8. 役員・会計監査・委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、役員候補者選考委員の任期は役員及び会計監査の決定までとする。

第 10 条（ 選 出 ）

1. 役員及び会計監査の選出は、役員候補者選考委員会が会員中より候補者をあげ、書面総会において承認を受ける。但し、教職員の役員は学校側において決定する。
2. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認をもって補充することができる。

第 4 章 機 関

第 11 条

この会には次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 常任委員会
5. 役員候補者選考委員会
6. 特別委員会



第1節 総 会

第 12 条（ 開 催 ）

総会は全会員で構成し、定期総会は原則として4月または5月に開催し、臨時総会及び書面総会は必要に応じて開くことができる。

総会は会長が招集し、また全会員の十分の一以上及び運営委員会の三分の一以上の要請のある時は開催することができる。

第 13 条（ 付議事項 ）

総会はこの会最高の決議機関であって、次の事項を議決または承認する。

1. 年度活動報告及び活動計画案
2. 年度決算報告及び予算案
3. 役員及び会計監査の承認
4. 規約の改定
5. 寄付金に関する事項
6. その他の議事

第 14 条（ 成立と決議 ）

1. 総会は会員世帯数の五十分の一以上の出席(委任状を含む)で成立する。
2. 議決は出席会員(委任状を含む)の過半数とする。

第2節 運 営 委 員 会

第 15 条（ 構成と成立 ）

運営委員会は役員、校長、教頭、教務主任、常任委員会委員長あるいは副委員長で構成し、遠隔システムでの出席を含め、定数の三分の二以上の出席で成立する。

第 16 条（ 招 集 ）

運営委員会は原則として二か月に一回程度開催し、また必要に応じて会長が随時招集することができ、議長は副会長が務める。

第 17 条（ 任 務 ）

運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の決定に従って会の事業を行う。
2. 災害時備蓄など小学校からの要請を含む、行った事業について責任を負い、総会に報告する。
3. 総会に提出する議題を審議し提案する。
4. 特別委員会設置に関する事項を決定する。
5. 常任委員会(第18条)、特別委員会(第25条)によって立案された事項を審議し決定する。
またその活動を指示する。
6. 会費の免除に関する事項を審議し決定する。
7. その他、必要な事項を審議し決定する。

第3節 常任委員会

第 18 条（ 名 称 ）

常任委員会は、広報委員会、厚生委員会、学年委員会、校外委員会をいう。

第 19 条（ 構成と招集 ）

常任委員会は、委員長、副委員長、委員で構成し委員長はこれを招集する。

第 20 条（ 方 針 ）

常任委員会は、その活動計画を運営委員会に図る。

第 21 条（ 選 出 ）

常任委員は、委員会ごとに学級数分を基本に必要な人員を選出する。各委員長、副委員長は1名ずつ、委員の中から互選等で選出し、総会で報告する。

第 22 条（ 任 務 ）

常任委員会の任務は次の通りとする。

名 称	任 務
広 報 委 員 会	会員の教養を高めるための研修について計画、実施する。 広報紙を発行し、会員の協力と理解を高める。
厚 生 委 員 会	資源の回収を通じ、学校施設の整備に協力する。 児童福祉、厚生を図る。
学 年 委 員 会	ベルマークの集計を通じ、学校施設の整備に協力する。 登校安全協力の取りまとめをする。
校 外 委 員 会	校外安全パトロールの取りまとめをする。 地域の教育環境向上に協力する。
各委員会は運営委員会の連絡のもとに、上記以外の活動も行う。	

第4節 役員候補者選考委員会

第 23 条（ 選 出 ）

役員候補者選考委員の選出は、次の通り行う。

1. 各学年から1名を基本とし、必要な人員を選出する。
2. 教職員から1名の代表を選ぶ。
3. 役員会から1名を互選する。

第 24 条（ 任 務 ）

1. 役員候補者選考委員会は、会員より役員及び会計監査の候補者をあげる。
2. 候補者の氏名は本人の同意を得て、会員に公表する。
3. 書面総会にて役員及び会計監査の候補者を報告し、承認を得る。

第5節 特 別 委 員 会

第 25 条 特別委員会は、運営委員会が必要に応じて設けることができる。

第5章 会 計

第 26 条 （ 会 費 ）

1. この会の会費は、一世帯月額 200 円とする。
尚、事情により運営委員会の議を経て会費の免除を行うことができる。
2. この会の収入は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。但し、寄付の受納は運営委員会で決める。

第 27 条 （ 経 費 ）

1. この会の支出は会計内規に定める。
2. 会計内規の変更は、運営委員会の議決を要する。

第 28 条 （ 会計年度 ）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 29 条 （ 会計帳簿の公開 ）

会計帳簿は会員の要求があればいつでも公開する。

第6章 個人情報取扱い

第 30 条

個人情報については適正に管理し個人の権利利益を保護する。

第 31 条

個人情報取扱いに関する細則については別に定める。

第7章 細則の制定および改定

第 32 条

この会の運営に必要な細則はこの規約に反しない限り運営委員会において制定または改定し、次の総会にて報告する。

付 則

この規約は、昭和 41 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 41 年	5 月 26 日	制 定
昭和 50 年	4 月 30 日	改 定
昭和 57 年	5 月 11 日	改 定
平成 4 年	3 月 6 日	改 定
平成 10 年	1 月 23 日	改 定
平成 12 年	4 月 27 日	改 定
平成 13 年	4 月 27 日	改 定
平成 16 年	2 月 13 日	改 定
平成 24 年	5 月 2 日	改 定
平成 27 年	5 月 15 日	改 定
平成 29 年	4 月 1 日	改 定
平成 29 年	10 月 13 日	改 定
令和 2 年	2 月 21 日	改 定
令和 6 年	6 月 3 日	改 定
令和 7 年	6 月 2 日	改 定